横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例及び同解説 新旧対照表

表紙 表紙 表紙 横浜市不燃化推進地域における 横浜市不燃化推進地域における

理楽物の不燃化の推進に関する条例 及び同解説 令和4年版

令和6年版

<u>令和4年5月</u>

令和6年12月

建築物の不燃化の推進に関する条例 及び同解説

(不燃化推進地域内の建築物)

- 第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は、令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるもの(3階以上の階に関する部分を除く。)に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部が防火地域内にあるもの(その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。)については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- (1) 延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物
- (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するもので、規則で定める構造方法を用いたもの
- (3) 高さ2メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (4) 高さ2メートル以下の門又は塀
- 3 第1項の規定は、市長が建築物の周囲に空地を有する等防火上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(令元条例18・令元条例34・一部改正)

(不燃化推進地域内の建築物)

- 第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500 平方メートル以下の建築物は、令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるもの(3階以上の階に関する部分を除く。)に適合する建築物としなければならない。ただし、その建築物(規則で定めるものを除く。)の全部又は一部が防火地域内にあるもの(その建築物の一部が防火地域内にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分を除く。)については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- (1) 延べ面積が10平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類する建築物
- (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれが少ない用途に供するもので、規則で定める構造方法を用いたもの
- ③ 高さ2メートルを超える門又は塀で不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (4) 高さ2メートル以下の門又は塀
- 3 第1項の規定は、市長が建築物の周囲に空地を有する等防火上支障がないと認めて許可した場合においては、適用しない。

(令元条例 18・令元条例 34・一部改正)

(不燃化推進地域内の建築物の構造に関する基準)

細則第23条 不燃化推進条例第6条第1項本文の規則で定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第1、第2第1項第1号、第3又は第4第1号イに掲げる構造方法(法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物については、外壁開口部設備(政令第136条の2第1号イに規定する外壁開口部設備をいう。以下第25条において同じ。)に関するものを除く。)によることとする。

IΞ

(防火地域内で制限を受ける建築物)

細則第24条 不燃化推進条例第6条第1項ただし書の規則で定める建築物は、延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物とする。

(卸売市場の上家等に用いる構造方法)

細則第25条 不燃化推進条例第6条第2項第2号の規則で定める構造方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 主要構造部は、不燃材料で造られたものその他これに類する構造とすること。
- (2) 外壁開口部設備は、20 分間防火設備(政令第 137 条の 10 第 4 号に規定する 20 分間防火設備をいう。)とすること。

■第1項

不燃化推進地域内の建築物の防火規制です。

不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 500 ㎡以下の建築物は、令第 136 条の 2 第 1 号又は第 2 号に掲げる基準のうち規則で定めるものに適合する建築物としなければならないことを規定しています。

令第 136 条の 2 第 1 号又は第 2 号に掲げる基準のうち規則で定めるものは、<u>細則第 23 条</u>で「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第 194 号。以下「告示第 194 号」といいます。)」に掲げる基準としており、具体的には以下の①~④のいずれかとなります。

(中略)

□第1項ただし書(建築物の全部又は一部が防火地域内にある場合)

第1項ただし書は、建築物の全部又は一部が防火地域内にある建築物については、法第65条第2項の規定により防火地域内の建築物の制限が適用されるため、本条を適用除外とする規定です。ただし、細則第24条に定める「延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物」については、その全部又は一部が防火地域内にある場合でも適用除外となりません。

(不燃化推進地域内の建築物の構造に関する基準)

細則第24条 不燃化推進条例第6条第1項本文の規則で定める基準は、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第1、第2第1項第1号、第3又は第4第1号イに掲げる構造方法(法第86条の4各号のいずれかに該当する建築物については、外壁開口部設備(政令第136条の2第1号イに規定する外壁開口部設備をいう。以下第26条において同じ。)に関するものを除く。)によることとする。

新

(防火地域内で制限を受ける建築物)

細則第 25 条 不燃化推進条例第 6 条第 1 項ただし書の規則で定める建築物は、延べ面積が 50 平方メートル以内の平家建ての附属建築物とする。

(卸売市場の上家等に用いる構造方法)

細則第26条 不燃化推進条例第6条第2項第2号の規則で定める構造方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 主要構造部は、不燃材料で造られたものその他これに類する構造とすること。
- (2) 外壁開口部設備は、20 分間防火設備(政令第 137 条の 10 第 4 号に規定する 20 分間防火設備をいう。)とすること。

■第1項

不燃化推進地域内の建築物の防火規制です。

不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 500 ㎡以下の建築物は、令第 136 条の 2 第 1 号又は第 2 号に掲げる基準のうち規則で定めるものに適合する建築物としなければならないことを規定しています。

令第 136 条の 2 第 1 号又は第 2 号に掲げる基準のうち規則で定めるものは、細則第 24 条で「防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第 194 号。以下「告示第 194 号」といいます。)」に掲げる基準としており、具体的には以下の①~④のいずれかとなります。

(中略)

□第1項ただし書(建築物の全部又は一部が防火地域内にある場合)

第1項ただし書は、建築物の全部又は一部が防火地域内にある建築物については、法第65条第2項の規定により防火地域内の建築物の制限が適用されるため、本条を適用除外とする規定です。ただし、細則第25条に定める「延べ面積が50㎡以内の平家建ての附属建築物」については、その全部又は一部が防火地域内にある場合でも適用除外となりません。